

平成18年第1回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

- 議事日程〔第1号〕
 3月8日(水曜日)午前10時 開会
 開会宣告
 開議宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 第1号議案から第53号議案まで
 及び第1号報告上程
 提案理由説明
 質 疑
 委員会付託
 [ただし、第1号議案を除く]
 日程第4 予算審査特別委員会の設置及び委員選任(委員会付託)
 日程第5 宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(39名)

- 1 番 成 重 博 文
 2 番 安 達 隆
 3 番 尾 上 真 一
 5 番 岡 部 心 介
 6 番 山 田 秀 夫
 7 番 松 本 博 彰
 8 番 中山田 健 晴
 9 番 河 野 徳 久
 10 番 明 石 光 子
 11 番 村 上 和 人
 12 番 吉 高 彰 生
 13 番 安 長 袈裟雄
 14 番 小 野 國 廣
 15 番 鷺 海 政 幸
 16 番 近 藤 安 夫
 17 番 後 藤 龍太郎
 18 番 安 東 正 洋
 19 番 北 崎 安 行
 20 番 川 原 直 記
 21 番 河 野 正 春
 22 番 山 本 博 文

- 23 番 進 藤 国 臣
 24 番 近 藤 今朝則
 25 番 井 上 優
 26 番 菅 健 雄
 28 番 近 藤 準三郎
 29 番 後 藤 等
 30 番 相 部 法 生
 31 番 酒 井 貞 生
 32 番 堂 園 慶 吾
 34 番 南 浴 利 雄
 35 番 徳 永 浄
 36 番 益 戸 政 吉
 37 番 野 上 一 郎
 38 番 井ノ口 政 之
 39 番 木 村 修 一
 40 番 大 石 忠 昭
 41 番 岩 本 武
 42 番 瀬 口 孫 次

欠席議員(2名)

- 4 番 野 田 大 二
 33 番 成 重 昌 臣

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- 事 務 局 長 佐 藤 良 雄
 議 事 係 長 橋 本 英 一
 書 記 清 水 栄 二
 書 記 近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

- 市 長 永 松 博 文
 助 役 都 甲 昌 叡
 総 務 課 長 鷺 海 豊
 プロジェクト推進課長 青 野 素 久
 企画財政課長 桑 原 茂 彦
 税 務 課 長 河 野 清 一
 福 祉 事 務 所 長 大 園 栄 治
 保 険 年 金 課 長 脇 谷 道 男
 子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 小 野 俊 久
 環 境 課 長 水 江 義 和

3月8日

| | |
|---------|------|
| 地域総務一課長 | 尾形雄治 |
| 地域総務二課長 | 福光博文 |
| 総務・法規係長 | 安東良介 |
| 秘書係長心得 | 小野政文 |
| 固定資産税係長 | 首藤賢司 |
| 情報政策係長 | 河野真一 |
| 教育庁 | |
| 教育長 | 都甲桂一 |

○議長（近藤準三郎君） ただ今の出席議員は39名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成18年第1回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配布いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、安藤顕義議員が昨年亡くなりました当市議会は、合併に際し、在任特例を採っておりますので、法律の規定により定数は42人から41人となりましたので、報告します。

○議長（近藤準三郎君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（近藤準三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、13番安長袈裟雄君、14番小野國廣君を指名いたします。

○議長（近藤準三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月20日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤準三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月20日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配布してあります会議予定表のとおりであります。

○議長（近藤準三郎君） 日程第3、第1号議案から第53号議案まで及び第1号報告を一括議題といたします。

○議長（近藤準三郎君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 皆さんおはようございます。

提案理由説明に先立ちまして、12月29日に

急逝され、先程黙祷捧げられました、故安藤顕義議員のご冥福をお祈りし、私から、市を代表いたしまして、慎んで追悼の意を表します。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日ここに第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席くださりまして誠にありがとうございます。

まず、諸般の報告を申し上げます。

本年は、「新豊後高田市」初めての新春を迎え、元日早々に、昭和ロマン蔵のにぎわう風景が、TOSテレビで2時間にわたり生放送されました。

そして、1月5日の成人式には、市内の新成人の8割を超える239人が出席のもと、決意を新たにした若者が集う、華やかな姿が新聞紙面等を飾り、さらには、1月15日のホーランエンヤでも、市内外からおいでいただいた2万人の見物客や、威勢のいい宝来船の様子が報道されました。

まさに、元気な豊後高田市にふさわしい、新年のスタートをきることができたものと喜んでいただいております。

続いて2月には、大分北部中核工業団地におきまして、株式会社キャム九州工場が完成し、当初の計画どおり、初年度、年間5億円の生産高を目指して生産機器が稼働を始め、操業を開始しました。

さらに、この中核工業団地に、次の新しい企業が、進出を決定してくださいました。2月23日に、株式会社東陽製作所との立地協定を、結ぶことができましたのでございます。

東陽製作所は、東京都に本社を置き、主に自動車部分品の製造販売を行う企業で、将来の新規事業分野への拡大も視野に入れ、新工場の立地を決定していただきました。

この九州工場には、4億5,000万円の投資をし、およそ40人の従業員を現地雇用する計画であり、事業の発展を通じて地域振興へも寄与できるよう努力いただけるとのことで、本市といたしましても大変喜ばしく、心から歓迎いたしますのでございます。

いずれも、今後の企業誘致にもはずみがつくとともに、定住促進や地域の振興、ひいては市の活力を創出するものと、大きな期待を寄せているところでございます。

これからも、県や中小企業基盤整備機構と連携し、大分北部中核工業団地への企業誘致に努め、市の活性化を図って参る所存でございます。

さて、新年度を迎えます、本市の財政状況でございますが、平成16年度普通会計決算におきまして、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、100パーセントを超え、極めて硬直した危機的状況に至りました。

平成17年度の決算見込みでは、市町村合併に伴い、事務事業など歳出経費の見直しを行うとともに、普通交付税と法人市民税の増加などにより、一時的ではございますが、経常収支比率は、100パーセントを下回る見込みでございます。

平成18年度の歳入見通しにつきましては、地方財政計画において「全国的な景気の回復基調を背景に、地方税は、3.1パーセント増加する。」としておりますが、本地域は厳しい状況であり、市税は、平成17年度とほぼ同額の見込みでございます。

また、国の三位一体の改革に伴う税源移譲により、地方譲与税は、所得譲与税の増加により、大きく伸びていますが、譲与額は、1億5,600万円程度と予想され、国庫補助負担金の一般財源化による減少額2億1,600万円を差し引きますと6,000万円程度の減収となる見込みでございます。

さらに、臨時財政対策債を含む地方交付税等につきましても、地方財政計画において、対前年度比5.9パーセント（本市に換算で約3億9,000万円）の減少となりますことや、市町村合併の需要分及び平成17年度国勢調査人口の減少などによりまして、新年度につきましては、対前年度決算ベースで約6億4,100万円の減少が予想されるところでございます。

以上のように、歳入の約7割を国・県からの財源に依存している本市にとりまして、依然として厳しい財政状況が続くものと思われま。

このような財政状況の中ではございますが、新市が地域均衡のもと持続的に発展し、住民一人ひとりが真の豊かさや幸せを感じながら、明るい未来像が展望できるように、新市建設計画に定める将来都市像の、1日も早い実現を目指すことが、合併新市の初代市長としての、私の責務であると考えております。

そのためには、合併により生じた重複施設の統合並びに定員適正化のための民間への業務委託及び給与カット等による総人件費抑制、さらには団体運営等補助金の見直しなどによる歳出削減と併せ、入湯税の導入や使用料の減免基準の見直しなどによる新たな歳入確保を図るなど、財政の健全化に向けた新市の行政改革の取り組みが不可欠でございます。

これらの具体的な取り組みにつきましては、行政改革推進懇話会やパブリックコメント制度により、有識者の方や市民の方のご意見を取り入れながら、平成17年度末までに策定します「豊後高田市行政改革大綱及び実施計画」に盛り込んでおります。

したがって、平成18年度予算につきまし

ては、すべての事務・事業についてコスト意識を高め、行政改革を着実に実施するとともに、新市建設計画に掲げる

- 1、思いやりとふれあいの「地域」づくり
- 2、安全で快適な「生活舞台」づくり
- 3、郷土を愛し地域を支える「担い手」づくり
- 4、交流と活力にあふれた「産業」づくり

これら4つの基本目標を、着実に達成していくための「改革元年の予算」として位置づけるものがございます。

以上のような状況を踏まえました、新年度の主要な施策でございますが、まず1点目といたしまして、ケーブルテレビ事業の取り組みでございます。

この事業は、市内中心部と周辺部との地理的、時間的距離を短縮し、地域間格差のない一体的な発展に極めて有効であることから、新市建設計画でも最重点施策として位置づけているものでございます。

本事業により、地上波デジタル放送への対応及び難視聴地域の解消が図られるとともに、多チャンネル化やテレビを使った健康相談、安否確認システム等により、高齢化社会に対応した安心・安全なまちづくりが図られるものと思っております。また、市内全域での高速インターネットも可能となります。

そして、他都市との情報格差の是正により、工場企業の振興や企業誘致及び若者定住の促進にも役立てたいと思っております。

2点目として、学校給食センターの統合整備を実施いたします。

現在、市内7箇所の調理場で、児童生徒の給食を調理していますが、老朽化した施設や、各施設間での運営方式が統一されていない等の問題点があり、早期統合整備が望まれていたところがございます。

「給食センター建設検討委員会」での審議結果をもとに、新年度、新しい給食センターの建設工事に着手いたします。

調理場の統合、新築により、施設の一元化が図られ、より安全で効率的な給食の実施が可能となるものと考えています。

3点目として、地域交通施策についてでございます。

現在、市内のバス路線を維持するため、毎年運行費補助を行っておりますが、バス利用者の減少は止まらず、補助額は増加の一途をたどっている状況でございます。

こうした状況に対処するため、新年度早々に「地域交通会議」を設置し、地域における新たな交通体系の構築を目指して参りたいと考えております。

3月8日

四点目として、地域振興会議についてでございます。

平成17年度は、合併後の各地域の特色を生かした魅力ある地域づくりについて、住民の皆様と一緒に考えて「地域振興会議」を開催いたしました。その貴重なご意見をもとに、新たに団塊世代のUターン化及び小規模農家の育成支援を図って参りたいと思っております。

新年度につきましても、直接住民のご意見を伺うことができます「地域振興会議」を引き続き実施したいと考えているところでございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について、その大要を御説明申し上げます。

第1号議案は、平成18年度一般会計予算でございます。

本予算は、合併後1年が経過し、実質的に新市建設計画に基づく各種事業を本格実施するための予算であり、歳入歳出予算総額は、143億3,576万5,000円、前年度当初予算との対比では13.6パーセントの増でございます。

では、歳入の概要についてご説明申し上げます。

市税につきましては、18億2,438万4,000円を予定しており、前年度当初予算対比では、1.3パーセントの増（前年度決算見込額対比マイナス3.6パーセントの減）となります。

なお、行政改革実施計画に基づき、環境衛生施設等の整備や観光振興に要する経費に充てる「目的税」として、入湯税150万円を賦課するとともに、市税全般における徴収率のさらなる向上に取り組み、公平かつ適正な課税による自主財源の確保に努めて参ります。

地方譲与税につきましては、所得譲与税が69.2パーセントの増と大きく伸びております。

地方交付税につきましては、58億2,405万円を見込んでおり、前年度当初予算対比では、マイナス1.5パーセントの減となります。

なお、地方交付税制度を通じて保障される「地方一般財源の不足を補てんする臨時財政対策債」は、4億400万円で、前年度当初予算対比では、マイナス12.7パーセントと、平成17年度の22.6パーセントの減少につづき、当市の財政にとりまして、大変厳しい状況でございます。

国庫支出金につきましては、11億3,714万2,000円で、前年度当初予算対比では、20.4パーセントと大幅に増加する見込みです。

これは、国土交通省の認可を受けて実施する都市再生整備計画の関係事業、幹線道路や国体関連道路網などの整備事業が、本年度から本格的に実施されることから、まちづくり交付金、道整備交付金及びリフォーム交付金などが交付されるためでございます。

県支出金につきましては、12億1,555万8,000円で、前年度当初予算対比では、32.7パーセントと大幅に増加する見込みです。

これは、総務省及び農林水産省の認可を受けて実施する「ケーブルテレビ構築事業」や、公共施設の統合に関連して実施する「し尿処理施設改修事業」等により、地域情報通信基盤整備推進交付金、元気な地域づくり交付金及び大分県市町村合併推進交付金が交付されるものでございます。

繰越金につきましては、1億8,000万円で、前年度当初予算対比ではマイナス45.7パーセントの減となります。

諸収入につきましては、前年度当初予算対比でマイナス19.4パーセントの減となります。

これは、杵築市から受託している旧大田村の衛生及び消防事務に要する受託事業収入の8,144万円が減収する等によるものでございます。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。

議会費につきましては、平成19年2月に議会議員の在任特例制度の適用期間が満了することに伴う、報酬費等の減額及び行政改革実施計画に基づく会議録調整事務経費の見直しなどのほかは、前年度とほぼ同様の予算措置でございます。

総務費につきましては、前年度当初予算対比で、54.8パーセントと大幅に増加しております。

これは、新たに、ケーブルテレビ構築事業費、県知事・県議会議員選挙費及び市議会議員選挙費などを計上したことによるものでございます。

また、団塊世代の退職予定者や本市出身のUターン希望者などの定住を促進するための経費を充実させるとともに、合併により周辺部となった旧町部の不安や懸念の解消及び地域の自主的な活性化策を支援するための経費として、真玉地域及び香々地地域に、それぞれ活力創造特別対策事業費を創設いたしております。

民生費及び労働費につきましては、前年度とほぼ同様の予算措置でございます。

衛生費につきましては、前年度当初予算対比で、25.5パーセントと大幅に増加していますが、これは、長期的な視点から、将来にわたる経常経費の抑制を図ることを目的として、新たに、し尿処理施設の統合経費を予算化したためでございます。

農林水産業費につきましては、商業及び観光振興策との連携や、担い手の育成対策などの事業へ、重点的に予算配分を行っております。

商工費につきましては、やや減少しております。

土木費につきましては、前年度当初予算対比で6.4パーセントの増とやや増加しております。

これは、道路関係費で、大分国体関連道路網の整備事業費などが増加するとともに、新たに、都

市再生整備計画に基づく、まちづくり交付金による道路整備事業を予算化したことによるものでございます。

消防費につきましては、前年度当初予算対比で1.2パーセントの増とほぼ横ばいでございます。

新年度は、近年の異常気象や各地で頻発している地震などへの対策を強化するため、新規事業費として、真玉、香々地地域に、防災用ライブカメラの設置をいたします。

また、地域防災活動の強化を図るため、自主防災組織の活動に対する助成制度を設けるほか、消防ポンプ車の老朽化による買い換えを予算化いたしております。

教育費につきましては、前年度当初予算対比で95.9パーセントの増と倍増しております。

これは、新たに、学校給食センターの統合整備及び学校施設の「耐震化対策」等の改修にかかる経費を計上したことなどによるものでございます。

第2号議案は、平成18年度国民健康保険特別会計予算でありまして、29億6,031万4,000円を計上しております。

その主なものは、被保険者に係る療養給付費、高額療養費、老人保健医療費拠出金及び介護納付金で、新年度は新たに、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の推進を図るため、生活習慣病予備群を対象にした個別健康支援プログラムによる国保ヘルスアップ事業を導入し、医療費の適正化に努めて参ります。

第3号議案は、平成18年度老人保健特別会計予算でありまして、38億9,159万4,000円を計上しております。

その主なものは、医療給付費でございます。

第4号議案は、平成18年度介護保険特別会計予算でありまして、23億9,319万7,000円を計上しております。

その主なものは、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス給付費でございます。

なお、平成17年度は、介護保険制度がスタートしてから5年目に当たり、安定的な介護サービスの提供に向け、市町村事業計画の見直しを含めた制度全般の見直しが行われ、新年度から保険料の改定を行うとともに、地域包括支援センターの創設など予防重視型システムへの転換を図っているところでございます。

第5号議案は、平成18年度簡易水道事業特別会計予算でありまして、3,206万2,000円を計上しております。

その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る地方債償還金で、田染、真玉及び香々地地区の各施設に要する経費でございます。

第6号議案は、平成18年度公共下水道事業特

別会計予算でありまして、11億1,354万4,000円を計上しております。

これは都市計画地域で実施する公共下水道事業で、その主なものは、新地汚水幹線や高田分区の管渠整備などに要する経費でございます。

第7号議案は、平成18年度特定環境保全公共下水道事業特別会計予算でありまして、7億6,498万5,000円を計上しております。

これは都市計画地域以外で実施する公共下水道事業で、その主なものは、市が事業主体である管渠整備事業費及び県代行事業である終末処理場整備事業費負担金でございます。

なお、受益者数は約1,600人で、新年度中には一部供用開始の予定でございます。

第8号議案は、平成18年度農業集落排水事業特別会計予算でありまして、4,267万9,000円を計上しております。

これは臼野地区で実施している下水道事業で、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る地方債償還金でございます。

第9号議案は、平成18年度漁業集落排水事業特別会計予算でありまして、1,872万円を計上しております。

これは松津地区で実施している下水道事業で、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る地方債償還金でございます。

第10号議案は、平成18年度水道事業会計予算でありまして、前年度の実績から、給水戸数4,750戸、年間総給水量146万立方メートルを予定しております。

主な建設改良工事といたしまして、配水設備拡張工事に1,105万円、配水設備改良工事に3,335万円を予定いたしております。

収益的収支では、事業収益2億769万6,000円を見込み、事業費用では、1億9,848万6,000円を予定し、差引921万円の税込み当期純利益となります。

次に、資本的収支では、収入総額2,246万6,000円に対しまして、支出総額9,761万9,000円を予定し、差引7,515万3,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額270万1,000円、過年度損益勘定留保資金7,245万2,000円で補てんいたしたいと存じます。

第11号議案は、平成17年度一般会計補正予算(第6号)でありまして、補正予算の総額は15億9,250万円で、補正後の予算総額は146億7,394万5,000円となり、当初予算に比べ16.3パーセントの増となります。

主な内容といたしましては、総務費の職員退職

3月8日

手当及び財政調整基金並びに福永福祉基金の積立金の増額、農林水産業費の「中山間地域等直接支払交付金」及び「林道整備事業費」の減額、土木費の「道路新設改良事業費」の減額、公債費の繰上償還に伴う元利償還金の増額などを計上したものでございます。

その財源につきましては、国庫支出金、県支出金、分担金、諸収入及び地方債などで措置しております。

第12号議案は、平成17年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、一般被保険者に係る療養給付が当初計画をやや上回る見込みとなったため、一般被保険者療養給付費不足分を計上するものでございます。

補正予算の総額は7,496万8,000円で、補正後の予算総額は30億4,579万3,000円となり、当初予算と比べ5.9パーセントの増となります。

その財源につきましては、療養給付費等国庫負担金、国・県からの財政調整交付金及び一般会計繰入金で措置しております。

第13号議案は、平成17年度介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、居宅サービスに係る給付費が減少する一方、施設サービスに係る給付費が増加する見込みとなったため、その調整と保険給付費の不足分を計上するものでございます。

補正予算の総額は3,300万円で、補正後の予算総額は24億3,708万6,000円となり、当初予算と比べ1.5パーセントの増となります。

その財源につきましては、国庫補助負担金、支払基金交付金及び一般会計繰入金などで措置しております。

第14号議案は、平成17年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、公共下水道整備基金積立金の財源である県補助金及び下水道高資本費対策借換債などの減額に伴うものでございます。

補正予算の総額はマイナス6,514万7,000円で、補正後の予算総額は12億1,801万5,000円となり、当初予算と比べ5.1パーセントの減となります。

第15号議案は、平成17年度特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、特定環境保全公共下水道整備基金積立金の財源である県補助金の減額に伴うものでございます。

補正予算の総額はマイナス3,627万5,000円で、補正後の予算総額は6億7,469万8,000円となり、当初予算と比べ5.1パー

セントの減となるものでございます。

第16号議案及び第17号議案は、市道路線を整備したいので、廃止と認定について、それぞれ議決を求めるものでございます。

第18号議案は、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合規約の変更についてでありまして、障害者自立支援法に規定する審査判定業務に関する市の事務を、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合で共同処理するため、同組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するものでございます。

第19号議案は、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてでありまして、市町村の合併に伴う数の減少について、関係地方公共団体と協議するものでございます。

第20号議案は、大分県交通災害共済組合規約の変更についてでありまして、同組合規約を変更するにあたり関係地方公共団体と協議するものでございます。

第21号議案から第32号議案までは、公の施設の指定管理者の指定についてでありまして、指定管理者制度の導入に伴い、当該公の施設の指定管理者を指定するものでございます。

第33号議案は、市の木及び市の花選定委員会条例の制定についてでありまして、豊後高田市にふさわしい市の木及び市の花を制定するにあたり、その選定に関して調査審議するため、市の木及び市の花選定委員会を設置するものでございます。

第34号議案は、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてでありまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

第35号議案は、国民保護協議会条例の制定についてでありまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第36号議案は、行政組織条例の一部改正についてでありまして、行政改革の一環として行政組織の見直しを行い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第37号議案は、常勤特別職の職員及び教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてでありまして、市の財政状況を勘案し、財政健全化のための行政改革の取組の一環として、常勤特別職である市長及び助役並びに教育長の給料の一部を辞退するよう所要の規定の整備を行うものでございます。

第38号議案は、職員の給与に関する条例の一

部改正についてでありまして、国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、一般職の給与の改定に係る所要の規定の整備を行うものでございます。

第39号議案は、職員の給料の特例に関する条例の制定についてでありまして、市の財政状況を勘案し、財政健全化のための行政改革の取組の一環として、一般職員の給料の一部を減額するよう所要の規定の整備を行うものでございます。

第40号議案は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでありまして、行政改革の一環として行う真寿苑の廃止に伴う職員の特殊勤務手当を廃止し、所要の規定の整備を行うものでございます。

第41号議案は、特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありまして、国民保護協議会及び市の木及び市の花選定委員会の設置に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第42号議案は、基金条例の一部改正についてでありまして、福永福祉基金の創設及び真寿苑の民営化による介護保険サービス事業の廃止に伴う介護保険サービス事業基金を廃止するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第43号議案は、ミニコンサートホール条例の制定についてでありまして、ミニコンサートホールの設置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第44号議案は、環境美化に関する条例の制定についてでありまして、市、市民、事業者が一体となって、環境美化や快適な生活環境の保全等の活動を展開することにより、清潔で美しいまちづくりを推進するために必要な事項を定めるものでございます。

第45号議案は、母子家庭医療費助成条例の一部改正についてでありまして、大分県母子家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第46号議案は、生活支援ハウス条例の一部改正についてでありまして、指定管理者制度の導入に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第47号議案は、市立デイサービスセンター条例の一部改正についてでありまして、指定管理者制度の導入に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第48号議案は、重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてでありまして、大分県重度心身障害者医療費給付事業費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第49号議案は、介護保険条例の一部改正についてでありまして、介護保険事業計画の見直しによる介護保険料率の改定に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第50号議案は、立地企業従業員用住宅条例の制定についてでありまして、本市の定住促進を図るため設置する立地企業従業員用住宅について必要な事項を定めるものでございます。

第51号議案は、農業基盤整備事業評価・換地委員会条例の一部改正についてでありまして、市営両田地区ほ場整備事業の施行に伴い、同地区に農業基盤整備事業評価・換地委員会を設置したいので、所要の規定の整備を行うものでございます。

第52号議案は、長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正についてでありまして、施設利用者の利便の向上を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第53号議案は、都市公園条例の一部改正についてでありまして、行政財産に対する使用料の額の統一を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

第1号報告は、大分県交通災害共済組合規約の変更についてでありまして、別府市の加入に伴う、大分県交通災害共済組合規約の変更について同組合を組織する地方公共団体で協議するため、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案及び報告についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤準三郎君） これより質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、5番岡部心介君及び40番大石忠昭君から資料請求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

20番川原直記君。

○20番（川原直記君） おはようございます。

20番真友クラブの川原直記でございます。

ただ今、市長の提案理由の1点目として、ケーブルテレビ事業の取り組みが挙げられました。新市まちづくり計画の重点プロジェクトに位置する

3月8日

高速情報網ネットワーク、いわゆるケーブルテレビ事業が18年度予算に計上されています。その全容や個々について質疑を行います。

計画にあたりまして、事業年度が複数年度に及ぶと思いますので、その年度及び最終的なただ今予想される総合費用の額、その歳出入の具体的な予算の計画、まあ当市の負担額等がわかればお知らせ願いたいと思います。

また、サービス内容やケーブルの総延長数の予想、現在使用しています県のイントラネット網との競合性や、またコスト削減がそういったイントラネットが応用できるのかもお願いいたします。

それから、ランニングコストといたしまして、ケーブルを敷設する電柱使用料や、その他本体の減価償却費等の採算ベースなど、今の時点でわかればお願いしたいと思います。

また、近い将来、放送開始予定でございます地上デジタル放送との関係、まあそういったものが市民にとって有効に活用できるのかということもお願いしたいと思います。

以上のようなことで、住民にとっては夢もあれば不安も同居するような大きな事業と感じています。特に当市におきましては、加入率や加入料、月々の負担費用など、不確定の要素が多いと感じられる市民は多いのではないかと感じています。また、災害時の緊急放送にも堪えられるのか。地域内無料電話、インターネットの接続など、個人や企業にとって喜ばれる事業になり、費用をかけた以上のものが得られるのか。現段階でわかっている内容を市民にわかりやすく説明を求めます。

○議長（近藤準三郎君） プロジェクト推進課長 青野素久君。

○プロジェクト推進課長（青野素久君） 川原議員、第1号議案のケーブルテレビ構築事業について、お答えを申し上げます。

先程、市長が提案理由説明の中で申し上げましたように、この事業につきましては、新市建設計画の最重点施策として位置づけられているものでございます。現在、地上波放送のデジタル化が全国規模で進捗しておりますけれども、この地上波デジタル放送は、送信出力がアナログ波に比べ低く抑えられる見込みでございます。それで、中山間地域など、県内のテレビ放送が現状でも見られない地域においては、以前にもまして受信状態が悪化する可能性が高いと言われております。

さらに国の方針では、現在の地上波アナログ放送は、2011年（平成23年）7月に放送終了となり、すべてデジタル放送に転換する予定となっております。また、情報化社会の現在におきましては、高速情報通信網はなくてはならない重要な社会基盤と言えますが、本市では、利用できる

通信サービスが地域によって限られており、地域間格差が生じている状況でございます。

以上のような状況に対応するためにも、ケーブルテレビの早急な整備が必要であると考えております。

今回の事業は、光ファイバーを使った情報通信ネットワークを市内全域に敷設するものであり、その総延長は、約416キロメートルになる予定で、概算事業費は、センター施設等の整備を含めて約30億円を見込んでおります。

財源としては、国の交付金、合併特例債及び一般財源を予定しております。

次に、サービス内容についてでございますが、テレビの難視聴地域解消はもちろんのこと、テレビ多チャンネル化や各種行政情報、防災情報、及び地域イベントなどの情報提供ができるようになることを考えております。

この事業の実施に当たりましては、事業費の低減を図るため、合併前の旧一市二町で整備しました地域イントラネット網を活用するとともに、映像の受信については、現在のところ豊の国ハイパーネットを経由して、大分県と県下のケーブルテレビ局が共同で設置しております情報センターの活用も検討をしているところでございます。

次に、光ケーブルの利便性についてでございますが、従来のケーブルテレビは、光ケーブルと同軸ケーブルを併用する方式となっておりますが、本市では伝送路全体に光ファイバーを使うことにより、市内全域での高速インターネットを可能とするとともに、双方向性を活かし、テレビを使った安否確認や健康相談システム等の構築を目指してまいりたいと思っております。

次に、本事業実施後のランニングコストについてでございますが、現時点では、実施設計も行っておりませんので、システムの構成も確定しておりません。したがって、運営体制も不明でありますので、具体的な数字はお示しすることができませんが、議員ご質疑の趣旨に沿って、極力市の負担が生じないよう十分に研究を重ねて運用を考えていかなければならないと思っております。

最後に、住民の皆さんの負担についてでございますが、県内の自治体が事業実施した事例では、加入金及び引き込み費用は、合わせて5～6万程度でございます。しかしながら、事業実施期間中は、負担がないような仕組みにしているところもみられます。また、月額使用料につきましては、各家庭の利用チャンネル数によって異なりますが、概ね2,000円から3,000円程度となっております。

これら住民の皆さんに負担していただく金額につきましては、今後、先進地事例及び県下の事例

を参考にして、経費を節減し、住民の皆さんの負担ができるだけ軽く、多くの家庭が加入できるよう鋭意調査研究を進めてまいり所存でございます。

なにとぞ、この事業の推進にあたっては、議員各位の一層のご支援、ご協力を賜りたいと思っております。

○議長（近藤準三郎君） 20番川原直記君。

○20番（川原直記君） 大変な口調で聞きましたけど、まあ総額的には30億ぐらいな、これ3年ぐらいかかるんでしょうけど、そういったような予算でございますが、当市としましての負担額等がおおよそわかればお知らせを願いたいと思えますし、その中で先程言いましたけど、私の発言のあれもありましたけど、市内の電話無料化等がそれにもってなれるのか。

それからまた、初期費用5～6万ということで、その辺もそういう予算の中で、個人に負担が係らないようにということでございましたが、その後、運用開始しましたときに加入率、そういったそれぞれの負担金の損益分岐点、加入率が例えば80%なら採算が合うとか、そういうような予想が現段階でできておるのか、わかればお願いしたいと思えますし、インターネット等、こちらに進出する企業にとりましても、大事な情報網の一環ではないかと思っておりますし、そういった30億のうちの合併特例債を利用したり、ほかの助成はできるわけでございますが、いずれにしても大きな金額でございますので、充分な、市民にわかりやすく、また安心できる施設を目指していただきたいと思えますので、ただ今申し上げましたことが、わかる範囲でお知らせを願いたいと思えます。

○議長（近藤準三郎君） プロジェクト推進課長青野素久君。

○プロジェクト推進課長（青野素久君） 川原議員の再質問にお答えいたします。

加入採算でございますが、50%ぐらいならおおよそいける見込みと思っております。

それから、現在、先程も申し上げましたように、地上波デジタルの関係で放送出力弱くなりますので、この地域におきましては、難視聴地域が増えるんじゃないかと思っております。それで、特に防災情報や安否確認等を予定をしております。

加入につきましては、全戸加入をしていただきたいというふうに思っております。特に、周辺部であります真玉、香々地の方々には、ぜひ加入していただきたいと思っております。多くの人々に加入してもらうことによりまして、加入金なども安くなるというふうに考えております。

それから、市の負担でございますけれども、先程申しましたように、概算で30億ということでございます。で、この中で国庫、国の交付金を約

10億円、それから特例債分が後年度措置あたり、特例債を使いますけれども、後年度措置などございまして、その分が13億円、だから市の負担というのが合計7億円ぐらいになるかというふうに思っております。

以上でございます。

それではIP電話についてお答え申し上げます。

このケーブルテレビ機を整備ができることによりまして、この地域の電話、無料になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 20番川原直記君。

○20番（川原直記君） 本年は設計段階ということでございましょうけど、今後とも、市民にとりましても、市にとりましても、後年度負担がより少ない方向でこの事業を進められるものと思っておりますし、いま言った利点を生かした地域情報網の確立ということで、極力皆さんに喜ばれる事業になっていただけることを望みまして質疑を終わります。

○議長（近藤準三郎君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。それでは議案質疑を行います。

明確な答弁をされるように最初に要求しておきます。

最初に、いま議員からありましたケーブルテレビについてであります。事業概要については、おおよその説明がされましたので、私はその約30億の事業、今年度でもう約7億の予算が組まれておりますけれども、これだけの巨大な投資をして、実際に豊後高田市民が受益を受けるまで、いわゆる開局するまでに今後どういうスケジュールで事業を実施をしていくのか、明らかにしていただきたいと思えます。

2つ目が、業者の選定についてであります。

ご承知のように、蒲江町では、2001年度に発注したケーブルテレビの整備事業に絡みまして、汚職事件が発覚し、衝撃を与えています。報道によりますと、汚職の舞台になった工事は、町長が、15社の業者に指名をし、そのうち13社が競争入札に参加して、設定された最低制限価格よりも、1万600円上回る8億7,659万円で落札をしておる。最低制限価格よりも低い価格で入札した業者もあったけれども、それは安すぎるということで失格になったと。で、いわゆる問題なのは、このわずか8億の事業、8億ちょっとの事業で1億円の賄賂を贈ってもその業者が儲かるという事業かなあと。いわゆるもうこういう事業については、全国的にも設計単価があまりにも高いんじゃないかという批判と、談合によって特定業者がぼろ儲けすると、それが賄賂に回るということが大

3月8日

きな問題になってるわけでありませぬ。

よって、私は、高田の場合は、もう財政が非常に厳しいということで、行政改革を実施をすることで、今後はそれぞれの出張所も廃止をしよう。あるいは職員も大幅に削減をしよう。いろんなその行革案が提示されておりますけれども、やはり私はそういう住民に負担をかける行革ではなくて、このような大型公共工事について、やはり設計単価を適正単価に改めると。あるいは業者の選定で、談合入札でばろ儲けするちゅう方法じゃなくて、ましてや最低制限価格を敷かなくてですよ、入札の結果安い業者に業者を選定するという方法をとるべきだと思うんですけども、この30億の工事に対して本当に談合防止をし、適切な契約をしていくために、やっぱり今後私が指摘するようなこの最低制限制度は設けないと。入札の結果、安い業者と契約するという方法をとるべきだと思いますけれども、市長の見解を明らかにしてもらいたいと思います。

次は、このケーブル事業に関連する一般質問でありますけれども、先程、再々、再質問の中で、50%加入しても採算は取れるけれども、何とか全市民が全戸が加入してもらいたいんだと、そういう事業で取り組むんだと言われました。そうしますと、やはりこのこれだけ30億かけて本当にこの全市民が、わかりました。私ども加入金出します。利用料も出しますと。市長のおっしゃるようによ協力しますということになるのかどうか。それだけの事業効果があるかどうかというのは、非常に関心事なんです。だからその辺その必要性や投資効果などについて、市民が理解できるような形で説明してもらいたいと思います。

次が、住民説明会を今年度から開いていくということを資料でもらっておりますけれども、この豊後高田の場合は、もう年々過疎が激しくてもう高齢者が増えてきております。だから、やはりこの全戸に加入をしていただくというのは、非常に難しい問題が縷々あると思うんです。

よってですね、この説明会のどういう規模で開いていくのか。例えば、あの旧香々地町で固定資産税の課税ミスがありまして大問題になりましたけれども、あれでも説明会を1箇所を開いてみても、見えたのは、対象者のほんのわずかという状況でした。あれだけ住民にとって大事な問題でもその程度ですから、こういうケーブルテレビの加入促進のために、市民の皆さんに理解や協力を得ていただくためには、やはりこの説明会の持ち方、あるいは説明内容そのものが非常に問われると思うんです。その辺、100%の加入を求めていくということなんですけれども、どういう説明会で、加入対策をどうとっていくのか、明らかにしてい

ただきたいと思ひます。

次は、第11号議案の一般会計の今年度の補正予算についてであります。

今回、市税などの過年度還付金として3,000万円の補正予算が提案をされております。これは、旧香々地地区の1997年、いわゆる平成9年からそれから99年、平成11年度分3年分の課税ミス分の還付加算金を含めた還付金総額ではないかと思われまふけれども、その件数や金額など明らかにしてもらいたいと思ひます。

それから、これに関連する一般質問として、旧香々地地域の課税ミスについて、これまで、1年分は修正をし、5年分は返還するという措置を取りましたが、まだ何件かは返還されてないんですけども、この残った分ですね、それは今後どういう形で返還していくのか、その対策を明らかにしていただきたい。

次が、今回、97年分までいわゆる平成9年分まで遡って返還するという事になったんですけども、それ以後、96年以前についても同じような課税ミスがあったことは、これももう間違いありません。夕べもある香々地の方から電話がありまして、詳しく聞きましたけれども、私が個人的に聞いただけでも24件になりましたけれども、それぞれがみな、役場に苦情の申し立てをしたけれども、同じ回答で、やはりずーっと20年、30年と同じ、苦情を聞いてもらえず固定資産税を納めてきたと。しかし今度のこれでこれだけ大幅に下がっておるということで、私の調査では、いろんな角度から調査しましたけれども、香々地町は平成4年度にいわゆる富士通にこの電算化稼働しておりますけれども、もうこの時点で入れてなくて、平成9年度になって初めて業者の方から指摘されて、そこで入れたと。入れたんだけれども、ほんの一部しか入れてなくてあと入れてなかった。ということは、平成5年度の改定についても、これはいわゆる全戸が間違ってたということを証明するものなんです。よって私は、平成9年まででなくて、その以前のものについてもやはり間違いがあったんだということを調査をし、やはりせめて、今回市が要綱を定めておりますように、いわゆる5年分、時効になった分の5年分については、時効前5年分ですね、については戻すようになっておるんだから、3年分ではなくてあと最低2年分は、返還するという方法をとるべきだと思うんですけども、その辺の見解をお尋ねします。

次が、補正予算の合併処理槽の助成事業についてであります。

今回は大幅な減額措置が取られておりますけれども、過疎計画をみましても、当初の計画からしまして、いわゆるそれぞれの個人でいきましたら、

当初は102基の予定が、実績では60基しか助成措置が取られていないと。いわゆる計画の68.8%、金額にしますと3,863万7,000円補助をすることになっておったのが、2,226万6,000円と。いわゆる予算の57.6%の助成でこの今年度終わろうとしてるわけです。

だからこれが原因は何なのか。従来でしたらなかなか希望しても抽選で漏れて補助金を受けられないということが多々あったわけです。私どもも県でも毎年毎年この問題交渉してきましたけれども、しかし問題なのは、この計画を上回って外されたんじゃないじゃなくて、予算があり、計画があり、計画どおり予算を組んでおりながら実際にはその約60%しか助成されてないということは、一体どうなんだろうかと、疑問を持つわけなんです。その原因について明らかにしてもらいたい。

これに関連する一般質問で、新年度事業、いわゆる平成18年度の事業の予算をちょっと朝いま見てみましたら、これが過疎計画と比べてみて3割減の予算が組まれているんです。昨年度から比べてみましても、大幅減の予算になっております。これは一体なぜなのか。今の豊後高田市合併しましたけれども、これ市民の実態から見ましたら、それ過疎計画で議会で満場一致で議決したその計画よりも約3割減の予算しか組んでないということは、一体どうみるのか。この辺ちょっと説明をしてもらいたい。

やはり希望者全員について、この助成措置が取れるようにすべきだと私は思います。国の方も不景気の解消対策として、補正予算を組むなどしていろいろと努力をして経緯もありますのでね、この点については、住民の希望に沿って全員に助成すべきだと思うんですけれども、その辺の新年度の計画について明らかにしていただきたい。

次が、第45号議案、これは母子家庭の助成事業についてでありますけれども、今回、県の補助要綱が改定されまして、「母子家庭」から「ひとり親家庭」というように対象が変わりました。いわゆる父子家庭などについても、この医療費の助成が実施されることになったわけです。

しかしながら、それに伴いまして、新たな住民負担が加わるわけです。議員の皆さんとところにそれぞれ新旧対照表が配られておりますけれども、それを読んだらわかりますけれども、先程の市長の提案理由説明では、ここの大事な部分が全然説明がないんです。条例をよく見らなければ皆さん気がつかない状況なんですけれども、それはどうということかといいますと、母子家庭の子どもや親が入院した場合は、これまですべて無料でしたけれども、この4月からは、この条例が可決されま

すと、入院時の食事療養費をこれは全額個人負担になると。これが県の要綱では助成事業から廃止をされることになってるわけです。市の条例でもそれに沿った形になっていきます。

よって、私は、これでは、1カ月当たり、たとえば31日で計算しましたら、入院してる場合だったら2万4,180円のいわゆる負担増になります。これだけ不景気が続いて、なかなかその仕事もない事態の中で、母子家庭あるいは父子家庭についても、この医療費負担というのは大変なものになります。

よって、私は、これは何とか助成除外を県に撤回しなさいと。この分については、父子家庭まで助成事業増やすのはそら結構だと。それは対象は少ないんですけどもね、それは結構だけでも、入院療養費を助成から外すのは撤回してくれという働きかけを、市長が政治力を発揮してやっていただきたいがなあ。どうしても県がうんと言わない場合は、よその市町村でもいま検討されてるようですけれども、その分は、これまで市が負担しておったんだから、その分は市が独自で負担をし、母子家庭に対する、あるいはいま新しくひとり親家庭に対する住民の負担を新たににつけないようにするんだという意味を表明していただきたいと思っておりますけれども、その辺の見解を求めます。

次が48号議案、重度身体障がい者に対するこれ医療費の助成事業のこれも条例改定なんですけれども、これも同じように、県の要綱が改定をされて、入院時の食事療養費が助成対象から除外される改定案になっていきます。いわゆる、今後乳幼児医療についても、今年の10月から同じ措置が取られようとしておりまして、いま大きな問題になっておるんですけれども、このひとり親問題と、重度心身障がい者については、10月じゃなくて4月1日からなんです。もういわゆるまもなく実施されるということになるんですね。全然住民にも説明しないまま、あるいはこれだけ大事な問題を地方議員には相談しないまま、広瀬知事が打ち出して、それをそのまま結構でございますということにならないと思うんです。

よって、この重度障がい者に対する医療費の新たな負担、月に2万4,000円を超えるような負担、これはやっぱり食い止めるべきだと思うんです。その点、さっきのひとり親助成と同じように、これも県に対して助成廃止を撤回しよと、従来どおり助成しよという働きかけをする。どうしてもできない場合は、市独自で助成措置を講じるべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

それから、もしこれが今回の議会で可決されるようなことになると、実質ですね、これまでの実

3月8日

情からみまして、豊後高田においては、この入院時における助成対象で負担が増える、影響を及ぼす方は何件ぐらいあるということが、これまでの実績から想定されるのか、説明してもらいたい。

次が、この48号に関連する一般質問として、障害者自立支援法の施行に伴いまして、今年4月1日から身体、知的、精神の3障がい者に対する福祉サービスが一元化されて、利用料は、能力に応じて負担するという応益負担の原則を今度は利用したサービスの量に応じて負担するという応益負担へと転換されます。

だから、この改正によりまして、障がい者が障がい者が重い人ほどこのサービスの負担が重くなる、いわゆるサービスをすればするほど負担が、負担に耐えられないような状況が生まれてきます。この点についても、前回もこの議会で問題にしましたけれども、全国各地でやはりこれではかわいそうだということで、市町村独自の負担軽減政策をとっていますけれども、豊後高田においても資料で一覧表が載っておりますように、これだけの方々がそれぞれ負担が重くなるわけですから、何らかの方法で市が助成対策をとるべきだと思っておりますけれども、市長の見解を求めます。

それからもう一つは、この4月1日から実施されることによって、もう自分たちはどうなるんだろうかと大変不安を抱えておりますので、やっぱり関係者に対してはどうやって周知徹底させるのか、この制度の理解を求めるといことは非常に大事でありますので、どういう形でそのパンフレットの配布をするなどして周知をしていくのか。

それから、相談窓口についても明確にして、やっぱりそれぞれの方々に理解を得られるような説明ができる態勢を取るべきだと思いますけれども、その点について見解を求めます。

次が第49号議案、介護保険についてであります。

市長が、先程、今年度は介護保険の見直し、制度の見直しもあり、条例改正するとありましたけれども、この条例が実施されますともう大変なことになりますので、この額、いま示されてる額の算定の根拠について、これがいかに適正であるというのなら、適正である根拠を示してもらいたい。

といいますのは、旧豊後高田市では、大分県58ヶ市町村で上から4番目に高い介護料を設定しましたけれども、これは実は実際はこの事業計画がやっぱり過大であったという形で問題になったわけですから、そういう過大な事業計画を作れば作るだけ介護保険料は上がるわけですから、私ども安ければ安いほどがよいなどとは言いません。適正な事業計画を算定して、適正価格を提案すべきだと思っておりますけれども、これが適正

というのなら、その根拠を示してもらいたい。

次が、この関連の一般質問しますけれども、この改定案では、私計算してみましたら、旧豊後高田の場合は、今年4月からは、これまでの3割増になるわけですね。3割負担増、これは大分県でもっとも高いいわゆる上昇幅です。旧真玉、香々地については10%台ですね、11%か16%ぐらいに抑えられるんです。

よって、宇佐市、新宇佐市ですね、これは安心院町と院内町と宇佐市については、それぞれいわゆる料金をまちまちに、それぞれの事業量に基づいて設定しました。今度4月1日に東国東も合併しますけれども、ここでもほぼ市町村同じ額なんですけれども、これもそれぞれ旧市町村別に今回3年間は額を設定するちゅうことになっております。豊後高田で私計算してみましたら、旧高田と真玉と香々地を比べましたら、お年寄り一人当たりのいわゆる給付を受けてるサービス料、1年間のサービス料は、旧豊後高田市が一人当たりが一番低いんです。一番低いにも関わらず、今度は上げ幅が一番高いというのは矛盾点でありますので、隣の宇佐市や新国東市のように、やはり不均一課税をもう3年間取るとはできないかという質問です。見解を求めます。

それからもういっこん、2つ目は、高齢者については、年金は上がらないけれども、いわゆるこの年金に対する非課税基準が廃止をされて多くの方々が新たに課税世帯になると、それから医療費は上がると。もう踏んだり蹴つたりの状況でまた介護保険が上がるとなれば、もう大変なことなんですよね。だから、何とか一般会計からの持ち出しなども考えて、この負担軽減対策をとるべきだと思っておりますけれども、それができないのか。

厚生省の3原則ではできないようになってるけれども、助成しているところも全国ではあります。そういう方法も検討ができないのか。

それから、所得が低い高齢者の介護保険料の軽減制度を作るべきですけれども、今回は国の制度として一部2段階の方を2つに分けて80万円以下の方については、若干豊後高田においても減額することになりました。人数でも2,000人を超える人が減額されますけれども、それでも全国的には、まだまだその年金収入のわりに介護保険料が高すぎるということで、低所得者に対する市独自の減額制度を設けております。高田でもできないのか、見解を求めます。

次が、この4月から始まります地域支援事業についてであります。

1つには、要介護状況になる前からの一貫性、連続性のある介護予防の取り組みを推進をしよう。それから地域における福祉や医療、介護など

の包括的、継続的なマネージメントの機能を強化していこうということを中心に、こういう事業が新たに実施されるとなったんですけれども、これまで無料であったものが、今回これが、市町村が利用料取ればいくらかでも取ってよいですよという国の法律が変わりましたために、新たな負担増になるということで、全国的には大きな社会問題になっておるわけですが、豊後高田の場合は、そういう新年度から事業の変更によって住民負担がないのかどうなのか。その辺の説明を願いたいと思います。

もう一つは、地域包括支援センターの創設と事業内容についてであります。聞くところによると、市直営ではなくて社協に委託をすると聞いてるんですけれども、実際のこの社協での事業内容について説明してもらいたいと思います。

以上であります。

○議長（近藤準三郎君） プロジェクト推進課長 青野素久君。

○プロジェクト推進課長（青野素久君） 大石議員の、第1号議案のケーブルテレビ構築事業についてお答えをいたします。

まず最初に、開局までのスケジュールについてでございますが、現在の予定としましては、平成18年度は、実施設計、施工業者の選定を行い、伝送路及びセンター施設等の一部につきまして工事に着手したいと考えております。

平成19年度につきましては、平成18年度に引き続き、伝送路及びセンター施設等の整備を行い、平成20年度中には、市内全域でサービスができるよう作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、業者の選定方法についてでございますが、現時点では決定いたしておりません。

最低制限価格につきましては、現在の入札におきましては設けてございませんが、このケーブルテレビ事業の入札に際しましては、今後どうか検討してまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビの必要性や投資効果につきましては、市長の提案理由や川原議員へのご答弁の中で申し上げたとおりでございます。

最後に、住民説明会についてでございますが、提供するサービスや料金等の具体的な内容が決定いたしました後、地区説明会を市内全域で実施していきたいと考えております。そして多くの市民の皆さんが加入できるよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤準三郎君） 税務課長河野清一君。

○税務課長（河野清一君） 大石議員の、第11号議案について、市税等過年度還付金3,030万5,000円の補正についてお答えいたします。

旧香々地町の家屋において、平成9年度評価替え作業で、再建築費評点数がすべての家屋にわたって電算システムに入力されていなかったために、適正に評価替えがされた家屋と、評価替えがされなかった家屋が生じました。このため平成17年第3回臨時会で、地方税法に基づく還付について、予算の承認をいただいたところでございます。その後、住民説明会での市民のご意見や、議員各位及びその他関係者のご意見をお伺いし、平成9年度より平成11年度分についても返還することにいたしましたので、これに必要な予算の承認をいただくものであります。

返還金の各年度別の対象者及び修正税額、還付加算金については、平成9年度は736人で、修正税額は756万6,500円、還付加算金は293万5,900円であります。

平成10年度では736人で、修正税額756万5,300円、還付加算金は255万5,200円であります。

平成11年度では736人で、修正税額は752万4,900円、還付加算金額は215万6,600円であります。

また、返還いたします3年間の実質の納税義務者数は751人でございます。

次に、関連一般質問についてお答えいたします。

旧香々地町の家屋に対する課税修正につきましては、平成17年第3回臨時会で予算の承認をいただき、平成17年11月29日付けで固定資産税変更決定通知書を発送いたしました801人中、現在のところ3名の方の2万1,300円について還付未済となっておりますが、このすでに3名の方からも還付先通知をいただきましたので、現在その還付の手続きを行っており、近日中にはすべての還付が終了する予定であります。

次に、平成8年度以前の取り扱いについては、今回の旧香々地町の家屋の課税修正といたしましては、平成9年度評価替え作業において、電算システムに再建築費評点数が入力された家屋と、入力されなかった家屋が生じたために、評価替えが適正にされた家屋と適正にされなかった家屋が生じた平成9年度課税以後の年度の分について修正をいたすものであります。

なお、平成8年度以前につきましては、旧香々地町として適正に処理されているものと認識しております。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 環境課長水江義和君。

○環境課長（水江義和君） 第11号議案、合併処理浄化槽についてお答えいたします。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、公共水域の保全を図る上で重要であるとの

3月8日

認識の下、旧豊後高田市の希望者全員に補助金を交付する基本的な方針で、新市におきましても取り組んでまいりました。当初予算額は、合併前の旧3市町の実績を踏まえ5人槽69基、6～7人槽27基、8～10人槽6基の計102基、3,863万7,000円で、決算見込みにおきまして、5人槽42基、6～7人槽18基、計60基、2,226万6,000円が見込まれ、不用額を減額するものでございます。

次に、今後の計画であります。今年度新たに創設されました国の循環型社会形成推進交付金制度に基づき、平成21年度までの5年間計画で350基、年平均では70基の生活排水対策に取り組むものでございます。この制度の補助率はこれまでどおり補助基準額の3分の1とされてます。今後におきましては、本計画に基づき事業の推進をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 子育て・健康推進課長小野俊久君。

○子育て・健康推進課長（小野俊久君） 第45号議案、入院時食事療養費についてお答えします。

ひとり親家庭の親子の健康を保持し、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とした母子家庭医療費助成事業は、大分県の制度改正に伴い、本市におきましても一部改正を行うものであります。

改正内容は、「ひとり親家庭医療費助成事業」と名称を変更し、父子家庭を新たに助成対象とするとともに、親の定義を「20歳までの児童を監護している者」から、「18歳の年度末までの児童を監護している者」に変更し、食事療養費は自己負担とするものです。

議員ご指摘の、市単独での制度化は困難であります。また、県への要望につきましては、現時点では考えておりません。

○議長（近藤準三郎君） 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長（大園栄治君） 第48号議案、重度心身障害者医療費給付事業についてお答えいたします。

今回の改正につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、更生育成医療制度と精神通院医療制度の一元化及び食事療養費が原則自己負担化されたことによる、大分県重度心身障害者医療費給付事業費補助金交付要綱の改正に伴うものであります。

議員ご質疑の、食事療養費助成対象の継続について、県への働きかけは考えておりません。また、市独自の軽減策につきましては、困難であります。

なお、その影響につきましては、平成17年度決算見込みで949件、1,430万2,479

円であります。

次に、関連一般質問についてお答えいたします。

障害者自立支援法につきましては、障がい者の制度格差の解消及び地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい者別に異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下でサービスを提供する仕組みを創設したものであります。

ご質問の、障害福祉サービスの負担につきましては、これまでの「応能負担」から「定率負担」へと制度が変わり、障がいのある人も社会の構成員として利用負担をすることで、制度を支えるようになっていきます。しかしながら、所得の低い方への負担の軽減が措置されているところであります。

したがって、市独自の軽減策については考えておりません。

また、障がいのある人々への周知については、説明会の開催や対象者に、市及び関係機関より通知し、現在、申請手続きを行っておりますが、今後、申請手続き等漏れがないように取り組みたいと考えています。

以上であります。

○議長（近藤準三郎君） 保険年金課長脇谷道男君。

○保険年金課長（脇谷道男君） 大石議員の、第49号議案についてお答えいたします。

介護保険料の算定に当たっては、まず、第1号被保険者数につきましては、住民基本台帳の人口を基に1年ごとに推計を行い、要介護、要支援の認定者数は、現在の認定率等を基に、国の示した地域支援事業の効果を加味した算定式で推計を行っています。

給付費につきましては、給付実績を基本とし、要介護度別、サービス種類別の利用状況や利用者数の伸びなどを分析し、各年度における利用料の推計を行い、これに報酬単価の改定を加味し、算定を行っています。

次に、保険料の負担段階の設定についてであります。国の基準どおりの6段階で設定しております。その内容は、現行の第2段階を細分化し、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方は、現行のより低い保険料となっております。第2段階の負担割合は、第1段階の方と同じ基準額の50%としており、所得の低い方に配慮を行っているところでございます。

また、税制改正による激減緩和措置についても考慮し、算定しております。これらの数値を基に第3期事業計画期間中の保険料を算定し、老人保健福祉計画等策定協議会にて審議をいただき、月額4,160円と決定したところでございます。

次に、関連一般質問部分について、介護保険料についてお答えいたします。

介護保険料につきましては、合併協議の中で第3期事業計画から統一した保険料で行うことが決定されております。介護保険事業の健全な運営ができるよう設定したところでございます。

次に、介護保険料負担軽減のご質問ですが、保険料につきましては、国より次の3原則が示されております。

保険料の全額免除は行わない。収入のみに着目した一律の減免は行わない。保険料減免分に対する一般会計の繰り入れは行わない。以上の3原則を遵守し、過去の実績を基に、適切な保険料により、事業の円滑な運営に努めてまいります。

また、先程お答えいたしましたように、現行の2段階を新2段階、新3段階に細分化し、低所得者に対してきめ細かな配慮をしているところであります。

次に、地域支援事業につきましては、現在市で行っております予防事業、例えば転倒骨折予防教室とか、食の自立支援事業などでありましても、地域支援事業以降後も、平成18年度は現行制度と変わりなく実施してまいります。

最後に、地域包括支援センターにつきましては、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健、医療の向上及び福祉の増進を継続的、包括的に支援することを目的に、4月1日、豊後高田市社会福祉協議会に設置します。

地域包括支援センターは、1、介護予防のマネジメント、2、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、3、被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、4、支援困難なケースへの対応などケアマネージャーへの支援業務を実施してまいります。

その中で、新予防給付のマネジメントについては、業務の一部を居宅介護支援事務所に委託します。

包括支援事業の一部であります総合相談支援事業の窓口を在宅介護支援センターに設置してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） じゃ再質疑を行います。

ケーブルテレビについて、20年には、20年度には全地域でサービスができるようにするとありました。で、先程の議員の事業内容についても、最初の答弁、そして次の再質問でまた事業内容が拡大されるということで、これ本来ならば、最初から、こういう内容というぐらいの説明すべきだったと思うんです。

で、ここで私が再質疑で聞きたいのは、全地域でサービスが開始されるということになると、市民に配っておりますこの新市建設計画ではどういう事業やるかということで、多チャンネル放送、自主放送、地域内無料電話、緊急通報システム、高速インターネット、各種在宅サービスの提供、とこうあるんです。この中の、20年度には実施を、全地域でサービスが開始されるということは、この建設計画にあるこの種の事業を全部ということでもいいですか。

それから、まあ事業効果については、提案理由説明や先程市長が述べたとおりと言われたんだけど、そういう防災無線対策とか、緊急通報システムとか、あるいは地域内の無料電話サービスとかね、いわゆる本来全世帯が加入すればするだけ、その事業効果が上がるものになりますわね。だから同じ投資をしても、いや無料サービスは、かけたくても相手が入ってなかったらかけられないということになるし、情報通信、あるいは防災無線などにしても同じ問題なんですよ。

だから基本的には、やる以上は、やっぱり全住民の理解と協力を得ることがやっぱりあなた方おっしゃるのは基本だと思うんです。そのために、やはりこの市の説明責任を果たすということは非常に大事なんですよ。だから地域ごとに説明会やると言ったけれども、やはり、先程香々地の税金問題の説明会の例を出しましたけれども、あれだけ集まりが悪いわけだから、地域、地区ごとにやるということは、どれだけきめ細かくやるということなのか。やはり本当に全住民にこの事業の内容を理解してもらおうし、が、同時に30億かける事業ですから、やっぱり住民のこの種の事業に対する意見を充分汲み上げると。この意見を反映して、もっとも住民に効果的な投資効果のある事業をやっていくというその、住民こそが主人公というですね、企画の段階からやるべきだと思うんです。出来上がったものを押し付けるといやり方ではなくてですね、住民にの声に応じて事業やるという方法を取るべきだと思うんですけれども、その辺どう考えているのか。

それから、加入金やあるいは工事費や、あるいは月々の利用料なども、やっぱりなるべく安く抑えるということは、加入者が増えれば増えるだけ安くなるわけなんだから、やっぱりその辺の努力をしてもらいたいと思いますけれども、もう一度市長の見解を求めます。

次が、入札問題について、今からと言われました。今からで、これまでの公共工事については、最低制限価格を設けてないと。いや、前、佐々木市長時代に、桂陽小学校のあの校舎改築のとき設けてましてね、別府のある和田組が取ったときがあ

るんですけども、まあ何件かあるんですよ。だけど、これをやればその最低制限価格を情報漏らしておれば確実に取れると。安い業者が全部失格なるわけですね。これをやめてくれという、それはやめますということをごここで言えないんですか。今までやってないんだから、この事業についてもそれはやりませんと。蒲江の場合はこれをやったために安い業者は全部外されて、その業者が取って、賄賂が1億円を超えるものが渡ったということでしょう。その点について、助役が指名委員長をしておりますので、そういう方法をとるということ、ちょっと市民の前に明らかにしてもらえませんか。これまでと同じ方法採ると。佐々木市長時代のことはやらないと。

それから、固定資産税についてですけども、平成8年以前は、旧香々地町で間違いなかったと思われると言われましたけれども、私の調査では、平成4年から富士通の電算システムが稼動しておりますけれども、いわゆるこのいま問題になっている再建築費評価については、この時点で入れてなかった、入れたのは9年度、平成9年度になって初めて入ってないことが気がついて、その中の一部が入って一部が入ってない。入ってないものについて、いま返還をしようということなんです。その平成6年度に税制改正やっていますけれども、この平成6年の税制改正時点では全部入ってなかったというように聞いてるんですが、そうじゃないんですか。基本的には、この時点では、全戸が間違いだったということだと思わなければならないのか、そうすると、せめて、もうあと2年、平成7年、8年分ですね。市の要綱にしたがってあと2年分は返還すべきだと思うんですが、それができないのか。もう一度見解を求めます。

それから、合併浄化槽について、何か希望がなかった云々と言うけれども、実際にこういう実績になってるわけですから、過疎計画で皆さんにこれだけ環境衛生整備をやっていこうということで計画したものが、やはり6割止まりで終わったということなんですよ。今度の平成18年度については、過疎計画の約3割減の予算しか組んでないということは、どういうことなのかと。これ説明してもらえませんか。やはりせめて過疎計画ぐらいのその予算措置をすべきじゃないかと思うんですけども、どうですか。そしてやっぱり環境衛生に力を入れていくというふうにしてもらいたいと思いますけど、もう1回見解求めます。

次が、45号議案と48号議案に対して、市長の見解を求めます。

それぞれ課長は、現時点では、県に働きかける考えはないと言われてました。現時点ではね。あるいは、市独自ではそういうことも考えてないと

ということなんです。市長いいですか、新たに、今まであった助成制度が廃止をされて、入院した場合は、丸々食事療養費が自己負担になると。県と私問い合わせしてみましたけど、県は、介護保険もそうなるから云々と言うけれども、介護保険の場合については、低所得者については、軽減制度があるんですよ。社会福祉法人などについては、4分の1助成があるわけですよ。これについては全然助成がないんですよ。丸々、丸々自己負担になるわけなんで、やはり、県に撤回を求める、そういう働きかけを市長としてやるべきじゃないんですか。いやあそらあもうしょうがないと。住民に全部負担させるんだと。それでよいんですか。市長の考えをもう1回聞きます。

それから、どうしても県が聞かない場合は、市独自で何らかの方法、いわゆる所得制限をたとえ設けてもね、やはり所得の低い人については、その助成を続けるということをしてもらうべきだと思うんですけども、その辺できないのか、市長の、市長の本当に弱い者に対してどういう姿勢とるかという政治姿勢が問われる問題ですから、市長の見解を求めたいと思います。

次は、これ自立支援の関連で、低所得者に対して負担軽減があるから云々と言われました。これは福祉所長でよいですが、軽減措置と言いますが、いわゆる社会福祉法人が実施をしてる施設の利用料については、介護保険と同じような制度が設けられていますけれども、豊後高田に居住している方々の対象者が、実際にこの社会福祉法人の減免制度、軽減制度に乗るようにもう仕掛けができてくるのかどうなのか。事業所がそういう事業所がいくつあるのか。それを申請して実際にあなた方軽減制度設けてやるというんならば、実際やるようになってるのか、明らかにしてもらいたいと思います。

それから、介護保険ですけども、私が質問しているその、宇佐市や新国東市と同じように、旧高田、真玉、香々地というように、不均一課税方式をもう3年だけ取れないかと。その根拠は、実際にお年寄り一人当たりの事業量というのは、旧豊後高田市が一番少ないんですよ。少ないけれども、上げ幅が一番高いちゅうのは大変な問題だと思うんです。それどころか、今回、税の改悪によりまして、非課税世帯から課税世帯になったところについては、例えば旧の2段階から今度の5段階に変わった方については、2.17倍になるんですよ。3年先は、暫定措置がありますけれども、それでも57%、87%と上がる。もっとも対象人数が多いのが、3段階から5段階になる方は、18年度で40%、19年度で50%、その次の年は62%というように旧豊後高田の方は上

がることになるんですね。もう大変な負担でしょう。年金の収入は変わらないのに、税額制度が変わったことによって、特別に上がると。そのうち、旧3市町の中でも豊後高田が特別上がるということは、大変不公平だと思うんです。その点で、何とかこの不均一課税方式を取れないのか、もう1回これは市長の見解を求めたいと思います。

それから、もう1つは、地域支援事業は、実際にこれまでの継続なんだから、新たな住民負担はつかないということなんですけれども、今回の4,160円、介護保険料4,160円の基になった介護保険計画を見ますと、この地域支援事業については、18年度で事業費の2%、19年度で2.2%、20年度で2.4%を見込んでおるんですけれども、この見込み額と、実際のこれまでやっておった従来の事業と、今度名称が変わって、地域支援事業に変わった事業との差についてはどうなのか。実際にサービスが低下することにならないのかどうか。いわゆる事業規模が縮小することにならないかどうなのか。これ増えれば増えるだけ介護保険に跳ね上がるということも、今までは、介護保険に影響しなかったんだけど、今度は介護保険に影響しますよね、会計にね。それでここに2.何%というふうに組んでると思うんですけども、このことからみて、住民のサービスは低下しないかという質問です。

以上であります。

○議長(近藤準三郎君) 執行部に申し上げます。

時間があと5分程度しかございませんので、簡明な答弁をお願いいたします。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) それでは私から、食事療養費についてお答えいたします。

先程子育て・健康推進課長及び福祉事務所長が答えたとおりであります。

(○40番(大石忠昭君) 理由を述べてないんですよ。理由を聞いてるんですよ。)

○議長(近藤準三郎君) 助役都甲昌叡君。

○助役(都甲昌叡君) 大石議員の、第1号議案のケーブルテレビ事業についての再質疑にお答えいたします。

最低制限価格を設けるか設けないかにつきましては、今後、指名委員会で充分慎重に検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長(近藤準三郎君) プロジェクト推進課長青野素久君。

○プロジェクト推進課長(青野素久君) 大石議員の再質疑にお答えをいたします。

建設計画の中のサービスは全部で考えていいかというご質問、ご質疑でございます。

現在のところ、多チャンネル放送、自主放送、各種行政情報、それから防災情報、それからイベント等でございますが、それと、高速インターネット、IP電話、安否確認、健康相談等の在宅サービスを提供したいと考えております。

なお、情報通信技術を活用した様々なサービスというのは、これからも日々開発されてまいると思っておりますので、市民サービスの向上につながるものは検討してこれからまいりたいと思っております。

それから、次に、できるだけ説明会、きめ細かくやり、住民の声に応えてやるべきではないかというご質疑でございます。できるだけ多くの市民の皆さんが参加できるように開催場所、回数等を検討してまいりたいと考えております。

それから、できるだけ多くの、たくさんの方が加入できるように加入金を低く、加入者が増えれば加入金も安くなるんですけども、その見解はどうかということでございます。

先程の川原議員のご質疑にもお答えしましたように、全戸の加入を目指しております。それで先進地の事例等参考にいたしまして、経費を節減し、加入金等の負担が低くなるようにして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 税務課長河野清一君。

○税務課長(河野清一君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

旧香々地町の家屋の課税修正といたしましては、電算システムに再建築費が評点数が入力された家屋と、入力されなかった家屋が生じた平成9年度以後の年度分について修正をいたしてまいりたいと思っております。

○議長(近藤準三郎君) 環境課長水江義和君。

○環境課長(水江義和君) 合併処理浄化槽の再質問にお答えいたします。

先程ご答弁申し上げました国の循環型社会形成推進交付金制度による計画に基づき、これまでどおりの希望者全員へ補助金を交付するという基本的な方針で事業の推進をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(近藤準三郎君) 保険年金課長脇谷道男君。

○保険年金課長(脇谷道男君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

まず、保険料の不均一課税が取れないかというご質問でございますけれども、豊後高田市の場合、第2期計画で基金を繰り入れをして保険料を下げたということに対応してまいりました。第2期計画の状況を見ますと、旧豊後高田市で平成1

3月8日

7年度の見込みで保険料が3,812円、旧真玉町で3,880円、それから旧香々地町で3,933円、3市合わせまして3,843円というふうになっておりまして、あまり差が出ていないのが現状でございます。

そういうこともありますし、先程ご答弁申しましたように、合併協議会の中で第3期計画から統一して行くと、保険料を統一するということがありますので、そういうことでお願いしたいと思います。

それから、地域支援事業につきましては、必要な事業量につきましては確保しておるといふふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 福祉事務所長大園栄治君。

○福祉事務所長（大園栄治君） 大石議員の再質問にお答えいたします。

今回、障害者自立支援法につきましては、福祉サービスを受ける方は、原則1割負担でございます。どの方でも負担が増え過ぎないように上限額を設定するようになっております。所得の低い方にはより低い上限を設定しております。

通所サービス、それからホームヘルプサービスを受ける方につきましては、社会福祉法人の提供サービスを受けた場合に、上限額を2分の1に軽減する制度がございます。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 暫く休憩いたします。午後1時から開会いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（近藤準三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） 5番の岡部心介です。通告に基づきまして議案質疑を行います。

まず、先立ちまして第1号議案、ケーブルテレビ情報網の事業整備に関する案件でございますが、これにつきましては、午前中、川原、大石両議員から、午前中に大変突っ込んだ質疑がございました。重複いたしますので、今後の事業計画の推移を見守るといふことで、第1号議案については却下をさせていただきます。

それ以外の案件につきまして質疑を行います。

第34号議案は、豊後高田市国民保護対策本部及び豊後高田市緊急対処事態対策本部条例、第35号議案は、豊後高田市国民保護協議会の制定を国の法律に基づき議決を求めるものであります。

これらは、いわゆる有事法制に関わる国外から

の武力攻撃やテロ攻撃の発生に備えるよう態勢作りを自治体に働きかける内容であります。何であれ、国会で議決された事項であるなら、自治体や我々国民には順法の義務がありますが、私には、いよいよ国からこんな法令が自治体に下りてくる時代になったのかと、いささか暗澹たる思いがしてなりません。

法律には、国民として従うとしましても、どうしてもこのような国家全体の方向を左右する軍備に関わる重要問題には、盲目的にはなれない批評眼を失いたくないのであります。なぜなら、時として、国家権力は耳障りのよい言葉で国民を欺き、大罪を犯すことを私たちは歴史から学んでおります。戦前においては、治安維持法、治安を維持するという名目で、主導的な大弾圧を行い、自尊自衛、大東亜の共栄という大義名分を掲げあの残虐な侵略戦争に突入し、300万人の国民と、数千万人とも言われるアジアの人々に多大な犠牲を及ぼしました。

また、先般のイラク戦争でアメリカは、イラクの大量破壊兵器の脅威を大義として、国連を無視し、開戦に踏み切りました。しかし、その大量破壊兵器は発見されず、根拠のないまったくの誤りであったことが明らかになり、戦争の大義は完全に崩れ去り、その背後には、アメリカ大手石油業界の利権狙いがあったことが識者や多くのジャーナリストから明らかにされてるところであります。

そしてこのアメリカの軍事戦略に追従し、自衛隊を派遣したことで、日本はテロの標的国とされたのであり、まさにテロ攻撃にさらされる種は、日本政府が自ら招いたものであります。その国の責任を不問にしたまま、国民にテロの備えを指示し、国外からの武力攻撃の脅威を煽り立てるこれらの有事法制には、強い疑念を抱かずにはいられません。

世界でも有数の軍備を持つ日本が、戦前の国家総動員法の如く、防壁を築き上げる様は、近隣諸国にとってはむしろ大変な脅威を与えており、先般、韓国の盧武鉉大統領は、日本の改憲に強い反対の意思を表明しております。

いま、何より重要なのは、近隣アジア諸国との友好、平和関係を国家と国民がどう構築するかではないでしょうか。また、この法案の背後には、脅威による国防大義に、国家による国民の統制力を強めるとともに、いまや破綻状態の国家財政への国民の不満や不安から、目をそらそうとする臭いも感じ取られます。

この重要案件について、改めてここでこの条例の理念や目的、内容、今後の実施、施行に向けてのスケジュール、今後のシミュレーションについて市民に説明をしていただきたいと思います。

併せて、これらの案件について、市長の個人的見識があればお伺いしたいと思います。

続きまして、第36号議案、豊後高田市行政組織条例の一部改正についてであります。

第1条の改正案で、地域福祉1課、2課及び地域建設課を廃止する内容になっております。いま、福祉がもっとも重要な課題になっているとき、また、地域に密接し、密接に要望に直接対応してきた地域福祉課と、地域建設課をなぜいま廃止するのでしょうか。これまでの旧町の時代からこの2つの課は、まさに日常的に地域住民に最も密接に関わる部署であり、特に、地域福祉課が総務課の中に配置されるそうではありますが、福祉が最重要課題となっている時代状況の中で、さらに拡充が求められることすれ、単独課がなくなるのは、旧町の時代から続いた様々な福祉サービスの低下につながる懸念はないのでしょうか。

また、特に、長年、誰よりも地域高齢者の実情を把握し、また、若いお母さん方の健康、子育てや一般町民の健康カウンセラーとして様々な地域の健康福祉に、事業に取り組んできた地域の保健婦さんが新年度から異動でいなくなるということを知りまして、真玉地区においては、食推協などしこ会、つむぎの会などボランティア団体から、これまで保健師さんの指導の下に、一体となって進められてきた多くの福祉活動がこれから一体どうなるのか、不安の声が上がっております。

それだけでなく、周辺部市民から合併に伴い、役所が遠くなり不便になったとの不安が渦巻いている中、これら地域福祉課、建設課をなくすことは、さらに地域サービスの衰退に拍車をかけるものではないでしょうか。行財政の効率化は、喫緊の重要課題ではありますが、変えてよいものと行政の責任として変えてはならないものを厳格に峻別すべきであり、私はこの2つの課は存続すべきと考えます。これまでの地域密着型の市民サービスが提供できるのか、維持できるのか。改廃した理由と見解を求めたいと思います。

次に、第42号議案、福永福祉基金の設置についてであります。

これは、17年度予算で福祉基金の中に合算されていたものを故人の遺沢を尊重する観点から、故人名を残すように求めたのに対して応えていただいたものであります。

新年度この基金運用についてはどのような計画をお持ちか、お尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問終わります。

○議長（近藤準三郎君） 総務課長鴛海 豊君。
○総務課長（鴛海 豊君） 岡部議員の議案質疑で34号議案、35号議案及び36号議案についてお答えいたします。

武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の目的は、武力攻撃や大規模テロの際に、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるように、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することにあるとされております。

ご案内のように、国民保護法は平成16年に施行されましたが、この法律におきまして、市町村の国民保護対策本部、国民保護協議会の設置が義務付けられており、その他必要な事項については、それぞれの条例で定めるように規定されています。この法律の規定に基づき、本定例会に国民保護対策本部及び国民保護協議会の関係条例を提案しているところでございます。

市町村の国民保護対策本部につきましては、武力攻撃や大規模テロの事態において、国から国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定の通知があった場合に設置するもので、国民の保護のための措置を総合的に推進する事務を掌ることになります。

また、市町村の国民保護協議会は、国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を聞き、市町村の国民保護計画の作成に当たって答申を行うことなどの施策を総合的に推進するために設けられるものでございます。

本市の国民保護に関しての具体的な対応や詳細な事項につきましては、この国民保護計画により定めることになっております。

なお、本市では、平成18年度中に大分県の国民保護計画を踏まえ、そして豊後高田市国民保護計画を作成するよう予定いたしております。

この計画を作成するにあたりましては、まず市の国民保護協議会に諮問し、県との協議を終え、議会へご報告申し上げ、市民へ公表するよう定められています。

いずれにいたしましても、武力攻撃や大規模テロが万一発生した場合は、市民生活に及ぼす影響が最小となるよう、十分な対応をする必要があると考えていますので、今後、県等と連携しながら、実効が上がる市国民保護計画の作成に努めてまいりたいと思っております。

次に、第36号議案についてお答えいたします。

地方自治法で規定されておりますとおり、地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。また、常に組織及び運営の合理化にも努めなければなりません。従いまして、行政改革の一環として、定員の適正化等により人件費を抑制するため、限られた定員で適正な配置に努めるとともに、組織については、効率的かつ効果

3月8日

的に機能するよう合併協議会で決定されていますとおり、毎年見直しする必要があります。

ご質問の、地域サービスについてでございますが、このようにして行財政健全化に努めるとともに、市民全体のサービスが向上するよう今後とも努力をしまいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 企画財政課長桑原茂彦君。

○企画財政課長（桑原茂彦君） 岡部議員の、第42号議案に対する質疑についてお答えいたします。

福永福祉基金の設置につきましては、旧真玉町の議員の皆様方のご意向を受けまして、今回新たに設置するもので、基金の名称に福永氏の名を冠し、基金の設置を行うものでございます。

この基金の活用方法につきましては、現在、金利が極めて低利であるため、利子の運用益を活用する果実運用型は馴染まないため、取り崩し型の基金として活用していきたいと考えております。

なお、現在のところ具体的な予定はございませんが、基金活用を行う場合には、広く市民のためになるような使い方をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） 再質疑を行います。

この有事法制をめぐる国会の議論の中でも、有事の前提となる国際情勢の捉え方、あるいは物資の提供などを始めとした民間への協力体制を、強制的にしかも罰則を伴って導引する規定が定められており、憲法の定めた基本的人権を始めとする諸権利の侵害、また、総理大臣への歯止めのない権限集中など、様々な問題が指摘をされました。

私はこの一連の法案は、有事への大義の下、国民を何かきな臭い戦争に導引する危険性ははらむ法案ではないかと疑念を持っておりますが、その中で、いま申し上げました、例えばこの条例案を制定した際にですね、従わない、例えば、いろんな協力が嫌だと、できませんというふうな市民、国民に対して罰則規定がありますが、その内容について把握されておりましたら説明をお願いしたいと思っております。

それから、行政組織のこの36号改正案ですが、市長は、去る12月の議会で、進藤国臣議員からの合併後の市民に対する職員の対応が悪くなった、あるいは役所が遠くなったとかの問題指摘に対して、こう答弁をされております。市長の答弁ですね、それを紹介します。

「現在の旧庁舎を活用した組織及び機構は、合

併協議会で市民の利便性を低下しないように考慮し、決定されたものであります。そしてその基本的な考え方により、職員配置につきましても、市民本位の観点から、特に真玉、香々地庁舎には、各旧町の総務課長始め、主要な課長はそのまま配置するとともに、業務に精通したと思われる中堅職員を配置するなど、地域住民の利便性に配慮したところでございます。」と答弁をされております。

基本的なこれが理念なんだと、市民の利便性を周辺部の市民の利便性を低下させないためには、こういった制度が必要なんだということを12月議会の答弁で申されておりますが、わずか4カ月での新年度の段階に、まったくこれが、今度の条例案で変えられるわけでございますが、この12月の答弁をどのように受け止めればよいのか。答弁の責任ということについて、説明を求めたいと思います。

それから、福永基金の新年度の今後の運用についてでございますが、これは、運用方法については、どのような範囲で検討をされるのか。課の中だけでやるのか、あるいは遺族の方々の意見とか、あるいは真玉の議員さん方の意見を聞くとか、やっぱりすべきだと思うんですが、その運用について的手段ですね、どういう選定をするか。その計画があればお伺いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私の、皆さん方に対するご答弁についての話をさせていただきます。

あのときは、私は初年度について申し上げました。初年度については、香々地、真玉、高田というものは、やはりそういうことでやった方がよからうという。私は、職員そのものは早く一体感がなきゃならないと思ってます。それで、当時の私の意思そのものがなかなか通じないというような話の中から出た話で、これからは、職員が真玉の職員だ、香々地の職員だ、高田の職員だ、それがそのままおるといふ話は、これはおかしい話で、だから1年目は、やはりお互いにわからんことだからしましょうということでありまして。それが私の真意でありますので、もし誤解があったんならば、これは組織としておかしいことでありまして。だから、初年目はそういうことで配置しましたと、そういう話でございました。

以上です。

○議長（近藤準三郎君） 総務課長鴛海 豊君。

○総務課長（鴛海 豊君） 岡部議員の再質疑にお答えいたします。

まず、国民保護の関連する案件でございますけ

ども、質疑の中で協力できない場合の罰則規定等のことが触れられましたけど、まあ基本的人権のことも触れられたと思いますけども、国民保護措置の実施にあたりましては、基本的人権を尊重することとしておりまして、救済のために、物資、土地等を利用、使用するときなど、国民の自由と権利に制限を加える場合は、そういう場合におきましては、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならないということになっております。これらについては初めから強制的な権限を用いずに、まず前もって要請などにより自発的な対応を求めるほか、違反した場合の罰則も極めて制限的なものとされております。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 企画財政課長桑原茂彦君。

○企画財政課長（桑原茂彦君） 岡部議員の再質疑にお答えをいたします。

先程ご答弁申し上げましたように、本基金は、旧真玉町の議員さんのご意向によって設置をしたものでございます。特に、貴重な浄財を寄附していただきました方のご遺志を尊重しながら、今後は、活用は、活用方法、それから活用項目等については充分研究をして、活用してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（近藤準三郎君） 5番岡部心介君。

○5番（岡部心介君） 実際、この特に真玉の地域の住民からは、地域の健康福祉課がなくなる、あるいは保健婦さん、長年本当に地域の実情をよく把握され、若い方からお年寄りまでのですね、カウンセラー役として献身的にやってこられました。その方がいなくなるということで、それらの地域の高齢者、特に介護保険とかの対象にならないような方々ですね、一般市民の高齢者の方々に対するいろんな実情まで把握され、今まで取り組んできた。これが今度の改正でご破算になってしまう。一体これからどうなるんだろうという不安の声を、大変方々で聞きます。これまでどおりの住民福祉サービスが維持できるのかどうなのか。ただ、制度が変わりましたということじゃなくて、市民が安心できるようなやっぱり説明責任があるうかと思っております。

今後、そのような市民の不安に応える、市民が不安がなくなるような十分な説明を、何らかの形をお願いをしたいと思います。

特に、行政改革というのは、先程言いましたけども、やはり市長が答弁されたように、まず市民本位の利便性を第一と考えることが一番大事だろうと思っております。本当に周辺部からは不満が渦巻い

ております、合併に対する。もう同じこんないろいろきついなら、町を残してきついがよっぽどよかったなあというふうな声が渦巻いております。その辺の声を市としても充分把握されて、今後、市民本位の市政をぜひ努めていただきたいというふうに思います。

市長何かお考えありましたら、再度お願いしたいと思っております。

じゃ以上で終わります。

○議長（近藤準三郎君） これにて質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております、第2号議案から第53号議案まで及び第1号報告については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤準三郎君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題いたします。

おはかりいたします。

第1号議案、平成18年度豊後高田市一般会計予算については、41人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤準三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案、平成18年度豊後高田市一般会計予算については、41人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

○議長（近藤準三郎君） 日程第5、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出を行います。

本選出は、安藤顕義議員の死亡に伴い、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合規約第7条第3項の規定により、組合議員1名の補充を行うものです。

おはかりいたします。

選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤準三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、選出の方法は、指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

3月8日

○議長(近藤準三郎君) ご異議なしと認めます。
よって、指名の方法は、議長が指名することに決しました。

宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合議会議員に、39番木村修一君を指名いたします。

○議長(近藤準三郎君) おはかりいたします。
ただいま指名いたしました39番木村修一君を、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤準三郎君) ご異議なしと認めます。
よって、39番木村修一君が、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出されました。

ただ今、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出されました、39番木村修一君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、選出した旨告知いたします。

○議長(近藤準三郎君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 近藤準三郎

豊後高田市議会議員 安長袈裟雄

〃 小野 國廣